

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月八日奈良県指令建第一〇四―一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月三日建第九五七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市なつみ台一丁目一八番三、一八番五及び一八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市なつみ台一丁目一八番地の五

辰己清